産後ケア事業の案内

対象者

香春町に住民票があり出生後１年を経過しない乳児等及びその産婦さん。
（有松産科婦人科ユースクリニック、しんもと産婦人科は出生後４か月までの利用となっています。）
＊ただし、産後ケア事業に優先して医療行為が必要な者は除きます。

(1)　産後の心身の機能回復に不安があり、お母さんの体の回復のためのケアが必要な方
(2)　育児不安が強く、赤ちゃんの世話に関するケア・授乳指導が必要な方
(3)　家族等からの支援が十分に得られない方

サービス内容

香春町が委託した病院、診療所及び助産所等において、下記のサービス内容を受けることができます。

サービスの種類		利用者自己負担額		利用日数と利用回数
		町税課税世帯	町税非課税世帯 生活保護世帯	
産後ショートステイ（宿泊）/３食つき （原則 24 時間以内）		2,000 円	０円	７日以内
産後デイサービス	１日利用/１食つき （原則９時から１７時）	1,000 円	０円	
	母乳育児相談/食事なし （３時間未満）	無料		２回
	母乳育児相談/訪問型 （３時間未満）	300 円	０円	１回

利用できる施設

＊自己負担額はお釣りのないようご準備のうえ、施設に直接お支払いください

	施設名	住所	電話番号	利用できるサービス			
				ショートステイ	デイサービス （１日/１食）	デイサービス （３時間未満）	デイサービス （訪問型）
助産院	助産院　笑望 （月～金平日）	田川郡福智町赤池 243 番地８	090-4986-6952	○	○ （施設と要相談）	○	○
	助産院フラウエンハウス加来	田川市大字弓削田 3071	0947-23-1138	×	○ （施設と要相談）	○	○
	助産院　澄香	田川郡糸田町 3564-3	080-3971-3623	×	○ （施設と要相談）	○	○
病院	有松産科婦人科ユースクリニック	嘉麻市鴨生 824	0948-42-1108	○	○ （施設と要相談）	○	×
	しんもと産婦人科	行橋市行事 7-7-2	0930-22-0818	×	○ （施設と要相談）	○	○

申し込み先

香春町役場　保険健康課　健康づくり係　☎0947-32-8401
●保健師が対応しますので、施設に連絡される前に必ず役場窓口または電話にてご相談ください。

利用方法

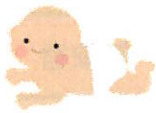

① 申し込み・・・

香春町役場保険健康課健康づくり係
（１階６番窓口）
☎0947-３２-８４０１
保健師等がお話を伺い、おかあさんといっしょに必要なサービスプランを作成し、利用の調整を行います。

② 予　約・・・

「香春町産後ケア事業利用申請書」で利用申請をしていただきます。申請に基づき、審査と利用施設への調整を行います。なお、施設の状況等によりご希望に添えないことがあります。

③ 利用決定・・・

「香春町産後ケア事業利用承認通知書」を交付します。

④ 利　用・・・

利用承認通知書に基づき、予約した施設でサービスを受けることができます。
当日持っていくもの
〇香春町産後ケア事業利用承認通知書
〇健康保険証
〇母子健康手帳
〇現金（自己負担が発生する方）
〇赤ちゃんお着替え・おむつ・ミルク等
詳しくは、利用する施設に事前にご確認ください。

⑤ その他・・・

利用内容が利用承認通知の交付後に変更になった場合は、「香春町産後ケア事業利用変更申請書」で変更申請が必要です。

注意事項

＊直接、利用施設へ自己負担額の支払いをお願いします。
お支払いの際はおつりのないようご協力をお願いします。

●兄弟児について

原則、お母さんと赤ちゃんのみでの利用です。ただし、施設によっては、対応が異なりますので、直接利用施設にご相談ください。

●保険診療について

利用時、保険診療事案が生じた場合は、別途費用が発生します。

◆問い合わせ先◆
香春町役場保険健康課健康づくり係
☎：0947-32-8401
☆まずは、電話か役場で保健師を訪ねてください。